

鹿児島県社会福祉協議会に 「国内クレジット制度」排出削減事業承認証が交付されました

県内の福祉施設では、太陽熱・太陽光等のエネルギーを利用した設備に更新し、CO₂削減に取り組むところが増加しつつあります。

CO₂削減の取り組みを促進するため、国では「国内クレジット制度[※]」を創設していますが、単独の福祉施設で同制度に基づく排出削減事業の承認を受けるためには業務量や経費が多くなります。そこで本会がCO₂削減事業者の代表となって会員福祉施設のCO₂削減量を取りまとめ「国内クレジット認証委員会」に排出削減事業を申請し、平成23年3月23日に承認されました。

社会福祉協議会がCO₂削減事業者の代表となって会員福祉施設と連携した国内クレジット制度排出削減事業に取り組むのは、国内で最初の事例となります。

今後も、県内社会福祉法人の皆様のご参加を期待します。

- 排出削減事業者 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会
- 排出削減事業を
実施する事業所
 - (1) 社会福祉法人白鳩会「おおすみの園」(南大隅町)
 - (2) 社会福祉法人明星福祉会「妙見の里」(枕崎市)
 - (3) 社会福祉法人徳之島福祉会「徳之島老人ホーム」(伊仙町)



[※]「国内クレジット制度」…温室効果ガスの排出削減に取組んだ事業者が、その削減分を売却できる仕組み。国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画に位置づけられており、平成20年10月に開始された政府全体の取り組みです。

民生委員・児童委員活動と生活福祉資金

～ 生活困難家庭への支援のために ～

【民生委員とは】

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉増進のために活動しています。

なお、民生委員は児童委員を兼ねています。

【生活福祉資金貸付制度とは】

生活福祉資金貸付制度とは、生活困難で他から融資を受けることができない世帯に対して、必要な資金の借入と支援によって自立できると認められる場合に、無利子又は低利で資金の貸付を行う制度です。

この制度は、民生委員の活動の中から生まれた制度です。

現在、「低所得世帯」「障害者世帯」「高齢者世帯」「失業者世帯」に対し、一時的な資金需要に対して貸し付けており、4種類の貸付資金があり、使い道は限定されています。

貸付の実施主体は県社会福祉協議会で、窓口業務は市町村社会福祉協議会に委託されており、資金の貸付決定、資金交付、償還などの実務は県社協が担っています。

【民生委員が住民の立場に立って相談、援助】

この制度の特徴は単に資金を貸し付けるだけでなく、民生委員によるきめ細かな状況把握、それに基づく相談、援助が行われることです。これらの活動によって、借受世帯の経済的な自立と生活の安定がはかられます。(別表)

別表

● 支援を必要としている人の実態把握	日常の相談、訪問活動や福祉票などの整理を通じて、生活福祉資金貸付制度の利用が必要とされる潜在的なニーズを発見します。
● 相談者の生活状況の把握	制度利用の有無に関わらず、相談に来た方の生活実態の把握を必要に応じて行ないます。なんらかの支援が必要であれば支援を行ないます。
● 住民の側に立った支援	民生委員・児童委員ならびに民児協のこの制度への関わりは、あくまでも住民の立場に立った相談支援です。住民が抱える問題や困難に共感し、ともに考えていくなかから、自立のための方策を探り、自立への意欲を喚起することが大切です。